

議案第 108 号

松阪市松阪市民病院建設基金条例の一部改正について

松阪市松阪市民病院建設基金条例（平成 17 年松阪市条例第 104 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 9 月 7 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市松阪市民病院建設基金条例の一部を改正する条例

松阪市松阪市民病院建設基金条例（平成 17 年松阪市条例第 104 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

松阪市松阪市民病院事業基金条例

第 1 条中「建設の」を「事業における医療の質の向上、人材の育成及び確保並びに健全な運営を推進する」に、「建設基金」を「事業基金」に改める。

第 5 条中「第 1 条に定める目的達成のため、必要に応じ」を「次の各号のいずれかに該当する場合に限り」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 医療施設整備及び医療機器整備等に要する経費に充てるとき。
- (2) 松阪市民病院における医療従事者その他の職員の人材の育成及び確保に要する経費に充てるとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、第 1 条の目的を達成するため、市長が病院事業の運営上必要と認める経費に充てるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。